

差出人: <goikengoteian@soumu.go.jp>

日時: 2017年7月11日 11:22

宛先: <□□□□□□□□>

件名: インターネットによる行政相談受付 (受付完了)

この度は、総務省の「インターネットによる行政相談受付」によりご相談いただき、ありがとうございます。

貴方のご相談を受け付けましたのでご連絡します。

なお、本メールアドレスは配信専用ですので、ご返信いただいても受信できません。

全国の管区行政評価局及び行政評価事務所の連絡先

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html

※お問い合わせがある場合は、上記 URL をクリックして、お住まいの地域の管区行政評価局又は行政評価事務所までご連絡ください。

=====

【相談内容】

趣旨

平成29年1月25日に設立された「外国人技能実習機構」が定めた、独立行政法人情報公開法に基づく法人文書開示手続きの手数料納付方法について。

要望1

「外国人技能実習機構」が公文書開示請求費用の払込み方法に銀行口座振込を取り入れるようにしてほしい。

要望2

他の独立行政法人情報公開法適用独立行政法人すべてについて公文書開示請求費用の払込み方法を調査し、銀行口座振込を採用するなど手続き面から情報公開の透明性を高めるよう勧告してほしい。

理由

外国人技能実習機構が5月末に定めた「保有する法人文書の開示実施方法及び開示手数料に関する規程」には、開示請求手数料の払込方法は、「現金」、「現金書留」、「定額小為替証書」のいずれか一つを選択することとなっている。

地方の開示請求者には「現金書留」、「定額小為替証書」の実質二者選択である。1件の開示請求の場合の手数料300円を払込むケースの費用は次のとおりである。

「現金書留」の費用は最低、533円（現金封筒21円+通常基本料金82円+書留430円）である。

「定額小為替証書」の費用は182円（300円証書1枚+送料82円）である。「定額小為替証書」は券種が限られているため、1枚につき100円の手数料生じ、費用が多額になる恐れがある。

開示実施手数料で50円未満の端数（10円、20円、30円、40円）が発生した場合、「定額小為替証書」の券種がないため、「現金書留」しかない。仮に10円を払込む場合、「現金書留」で533円を要する。

開示実施手数料が50円単位である場合でも、「定額小為替証書」は券種が限られているため、1枚につき100円の手数料が生じ、費用が多額になる恐れがある。

他の独立行政法人（日本年金機構）では、みずほ銀行とゆうちょ銀行に情報公開手数料口座を設定しており、政府の進める電子申請と親和性の高いインターネットバンクやペイジー(Pay-easy)を利用すれば多くの場合、払込手数料を要しない。

開示事務面で手続きを複雑にし（「現金書留」、「定額小為替証書」とともに、郵便局窓口で煩雑な手続きを要する）、開示に係る手数料を払込むための周辺費用をさらに多く負担させることは、独立行政法人情報公開法の趣旨に反する。

現国会で議論している公文書管理に関する現政権の後ろ向きな姿勢の表れであればなおさら問題であり、透明性の向上を指向するべきである。